

令和6年

東松島市教育委員会3月定例会会議録

東松島市教育委員会

## 令和6年東松島市教育委員会3月定例会会議録

- 1 招集日時 令和6年3月21日（木） 午後1時30分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 鹿野 あい子  
委員 福田 ゆかり 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉  
教育総務課長 樋熊 利将  
教育総務課長補佐 千葉 純一  
教育総務課教育総務係長 沼崎 裕行  
生涯学習課長 五ノ井 勝浩
- 6 議事日程 配布資料のとおり
- 7 本委員会書記 教育総務課長補佐 千葉 純一
- 8 開 会 午前10時35分
- 9 会議録署名委員の指名  
教 育 長 木村委員、福田委員を指名する。
- 10 前回会議録の承認  
教 育 長 （委員全員に諮って）承認する。
- 11 報 告
  - (1) 教育行政報告  
教 育 部 長 （教育行政報告一覧表等に基づき説明）  
（ 質 疑 ） （質疑なし）
  - (2) 事務局報告事項  
教育総務課長 本日、午前に奨学生選考委員会が開催された。2人の申込があり、二人とも推薦するという結果になった。  
3月7日、8日と赤井小学校講堂の引っ越し作業を行った。  
生涯学習課長 2月22日、東根市青少年育成推進員視察研修として本市を訪れ、本市の青少年育成市民会議の皆さんと意見交換を行った。  
3月2日、市内中学校のサッカー部を対象にコバルトーレ女川サッカー教室が奥松島運動公園多目的グラウンドで行われた。  
2月27日、文化財保護審議会を開催した。
- 12 議 事  
承認第2号 専決処分した事件（令和5年度一般会計予算（第9号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について

教育総務課長 専決処分した事件（令和5年度一般会計予算（第9号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について御説明申し上げます。本件は、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求めるものである。

（承認第2号関係資料に基づき説明）

生涯学習課長 （承認第2号関係資料に基づき説明）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

### 承認第3号 専決処分した事件（職員の人事）の承認について

教 育 部 長 専決処分した事件（職員の人事）の承認について御説明申し上げます。本件は、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求めるものである。

（承認第3号関係資料に基づき説明）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

### 議案第4号 東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

### 議案第5号 東松島市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

教 育 長 議案第4号東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、議案第5号東松島市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則については関連があるので一括した議題とする。

教育総務課長 東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について及び東松島市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。本件は、令和5年度から職員の定年年齢が61歳となったことにより、今年度60歳を迎える職員で課長職以上の職務の級に在職している者は、令和6年度から管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）により課長補佐相当の職に位置付けることから、新たに課長補佐相当職として「主幹」を加え、現在係長相当職として規定している主幹については「副主幹」と改めるもの。また、東松島市鷹来の森運動公園スケートボードパークについて、生涯学習課の出先機関として位置付けるため所要の改正を行うものである。

（議案第4～5号関係資料に基づき説明）

鹿 野 委 員 定年年齢が61歳になったとのことだが、来年も61歳か。

教育総務課長 来年は62歳となり以降1年に1歳ずつ延長し、最終的に4年後65歳定年となる。

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

### 議案第6号 東松島市コミュニティセンター管理運営規則の一部を改正する規則について

生涯学習課長 東松島市コミュニティセンター管理運営規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。本件は、東松島市コミュニティセンターの管理運営を直営管理に移行す

るにあたり、利用者の利便性を高めるため休所日の変更を行うものである。また、本市では、令和4年11月1日より、教育委員会部局の行政手続を簡素化し、もって市民、事業者の負担軽減を図ることを目的とし、市及び市教育委員会に提出される申請書、届出書、報告書その他の書類への押印を不要とする見直しを実施しているが、今般、市及び市教育委員会に提出される入札書、見積書及び請求書についても、原則省略できるようにするため、所要の改正を行うものである。

(議案第6号関係資料に基づき説明)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第7号 東松島市コミュニティセンター大判プリンターの使用に係る料金徴収に関する規程について**

生涯学習課長 東松島市コミュニティセンター大判プリンターの使用に係る料金徴収に関する規程について御説明申し上げます。本件は、東松島市コミュニティセンターの管理運営を直営管理に移行するにあたり、利用者の利便性を高めるためコミュニティセンターが所有する大判プリンターを公務以外においても使用することとし、使用に係る料金の徴収に関する規程を定めるものである。

(議案第7号関係資料に基づき説明)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第8号 東松島市コミュニティセンター使用料減免取扱要綱の一部を改正する訓令について**

生涯学習課長 東松島市コミュニティセンター使用料減免取扱要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。本件は、東松島市芸術文化振興会が令和6年3月末をもって事業終了することから、訓令内の適応区分から振興会の文言を削除するとともに、名称が変更になった団体名の修正を行うものである。

(議案第8号関係資料に基づき説明)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第9号 東松島市特別名勝松島地域景観形成助成事業補助金交付規則の一部を改正する規則について**

**議案第10号 東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について**

**議案第11号 東松島市民俗文化財(伝統芸能)補助金交付要綱の一部を改正する訓令について**

**議案第12号 東松島市立学校の修学旅行中止等に伴うキャンセル料補助金交付要綱の一部を改正する訓令について**

教 育 長 議案第9号東松島市特別名勝松島地域景観形成助成事業補助金交付規則の一部を改正する規則について、議案第10号東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、議案第11号東松島市民俗文化財(伝統芸能)補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、議案第12号東松島市立学校の修学旅行中止等に伴うキャンセル料補助金交付要綱の一部を改正する訓令については関連があるので一括した議題とする。

教育総務課長 東松島市特別名勝松島地域景観形成助成事業補助金交付規則の一部を改正する規則について、東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、東松島市民俗文化財(伝統芸能)補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、及び東松島市立学校の修学旅行中止等に伴うキャンセル料補助金交付要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。本市では、令和4年11月1日より、教育委員会部局の行政手続を簡素化し、もって市民、事業者の負担軽減を図ることを目的とし、

市及び市教育委員会に提出される申請書、届出書、報告書その他の書類への押印を不要とする見直しを実施しているが、今般、市及び市教育委員会に提出される入札書、見積書及び請求書についても、原則省略できるようにするため、関係する規則、要綱及び訓令の改正を行うものである。

(議案第9～12号関係資料に基づき説明)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第13号 東松島市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の一部を改正する訓令について**

教育総務課長 東松島市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。本件は、令和元年5月31日に公布された、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により、令和元年10月1日から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、新制度に移行していない私立幼稚園に通う園児について、所得要件等によって、副食費の給付を行っている。今回、国の基準額が変更となったことから、本訓令についても所要の改正を行うものである。また、本市では、令和4年1月1日より、教育委員会部局の行政手続を簡素化し、もって市民、事業者の負担軽減を図ることを目的とし、市及び市教育委員会に提出される申請書、届出書、報告書その他の書類への押印を不要とする見直しを実施しているが、今般、市及び市教育委員会に提出される入札書、見積書及び請求書についても、原則省略できるようにするため、所要の改正を行うものである。

(議案第13号関係資料に基づき説明)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第14号 東松島市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の一部を改正する訓令について**

教育総務課長 東松島市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。本件は、会計年度任用職員の職務内容について、文言の整理を行うものである。また、会計年度任用職員の健康保険については、制度の改正により健康保険法の適用から地方公務員等共済組合法が適用されることとなったことから、所要の改正を行うものである。

(議案第14号関係資料に基づき説明)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第15号 東松島市立学校及び東松島市教育支援センターで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令について**

教育総務課長 東松島市立学校及び東松島市教育支援センターで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。本件は、東松島市立学校及び東松島市教育支援センターで勤務する会計年度任用職員について、各学校及び教育支援センターにおける教育課程等に則した勤務体制とすることができるよう、会計年度任用職員の勤務時間について、所要の改正を行うものである。

(議案第15号関係資料に基づき説明)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第16号 東松島市地域学校協働活動事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令について**

生涯学習課長 東松島市地域学校協働活動事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令について御説

明申し上げる。本件は、地域学校協働活動の事業実績を確認する添付書類として、実施事業の写真及び支出資料の写しが必要となることから所要の改正を行うものである。

(議案第16号関係資料に基づき説明)

木村委員 地域学校協働活動事業とはどういった内容が多いのか。

生涯学習課長 学校運営協議会、市民センター等が学校と共同で植栽などの事業を実施する際に補助金を出している。

教育長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第17号 東松島市特別名勝松島グランドデザインプロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令について**

生涯学習課長 東松島市特別名勝松島グランドデザインプロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。本件は、令和6年4月1日付で行われる東松島市行政組織の再編に伴い、当該要綱中の職名に変更が生じることから、所要の改正を行うものである。

(議案第17号関係資料に基づき説明)

教育長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第18号 東松島市教育委員会付の設置に関する規程を廃止する訓令について**

教育総務課長 東松島市教育委員会付の設置に関する規程を廃止する訓令について御説明申し上げる。本件は、教育委員会付職員について、課長職を想定し運用していたが、役職名の増加等に伴い、本訓令における教育委員会付職員を配置することは今後見込まれないことから、本訓令の廃止を行うものである。

(議案第18号関係資料に基づき説明)

教育長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

**議案第19号 東松島市学校運営協議会委員の委嘱について**

**議案第20号 職員の人事について**

教育長 議案第19号東松島市学校運営協議会委員の委嘱及び議案第20号職員の人事については、人事に関する案件につき、秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については、秘密会とする。

教育長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

13 閉 会 午後2時20分

令和6年3月21日

署名委員

署名委員